

BUSINESS LAW

ビジネスロー・ジャーナル

JOURNAL

第4回
JAPAN LEGAL
TECHNOLOGY
CONFERENCE

リーガルテック展 2016

世界最先端のリーガルテクノロジーと
専門家の知財戦略カンファレンス

特別編集版

リーガルテック展2016

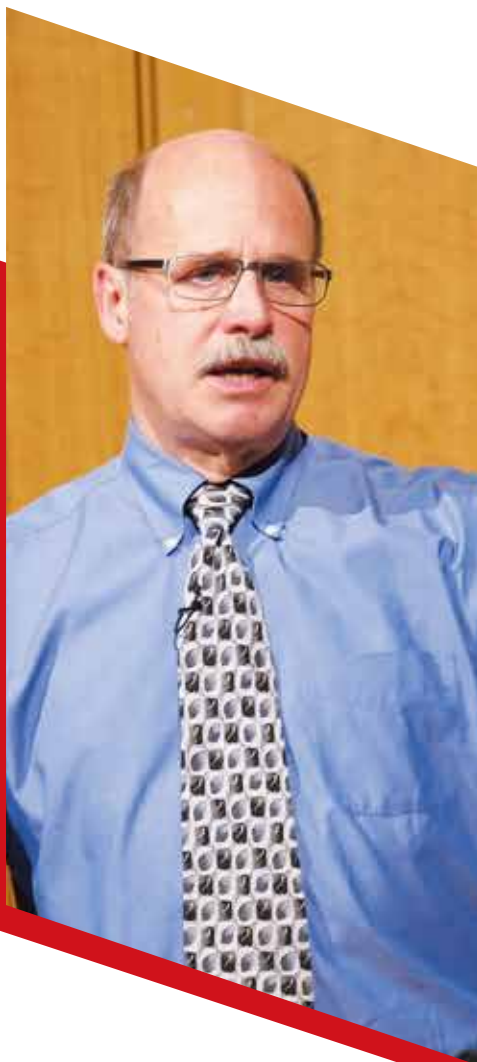
Singularity & リーガルテック

Takamasa Sasaki



David Graham
奥山俊宏
井上 朗
John Tredennick
望月聡朗
Lisa Tenorio-Kutzkey
白坂 一
佐々木隆仁
Paul Saffo

Paul Saffo



AIの爆発的進化と リーガルテックの革命

- パナマ文書解析で活躍したAI技術
- カルテル調査対応にAIを活用する
- ランキングで進化する証拠開示
- AIによる知財分析で新たな価値を

リーガルテック
ブログで
動画配信中!

<http://blog.fss.jp>

パナマ文書はこうして解析された — その舞台裏と法務への応用

世界を震撼させた。パナマ文書。1150万件に及ぶデータの解析をNuix社の検索ツールが支えた。解析の舞台裏を明かし、ジャーナリズムがどう変わるかを考える。

Nuix社
シニアソリューションマネージャー
デヴィッド・グラハム

JAPAN
LEGAL TECHNOLOGY
CONFERENCE 2016 REPORT
David Graham



朝日新聞編集委員
奥山俊宏

JAPAN
LEGAL TECHNOLOGY
CONFERENCE 2016 REPORT
Toshihiro Okuyama



パナマ文書はデジタルデータの塊だった

グラハム 「パナマ文書」——パナマの法律事務所モサック・フオンセカから流出した文書は、世界のジャーナリスト300人によって解析され、各国の政治指導者や政府関係者が租税回避に関与していたことが明るみになりました。実は、1100万件に及ぶ膨大なデータの解析には、Nuix社のツールが強力にサポートしているのです。

「金持ちが金持ちであり続ける」というミッドクラスステートメントを掲げ、30万件の富裕層の顧客を抱えていたというこの法律事務所の文書リークは、最初に南ドイツ新聞の記者にもたらされました。しかし、あまりにも文書が膨大であることから、非営利組織のICIJ(国際調査報道ジャーナリスト連合)に協力が依頼されました。ICIJ

書をはじめ、各国語の文書が大量にありましたが、世界の記者が調べられるように、セキュリティが保障されたオンライン上のプラットフォームが構築され、それぞれの国で作業できるようなシステムが構築されたのです。

パナマ文書は、日本時間4月4日の午前3時に解禁され、その瞬間に世界のメディアが一斉に記事を配信・公開して大きなインパクトを与え、世界的な反響も非常に大きなスクープとなりました。さらにルクセンブルクリークス(ルクセンブルクの税務当局が多国籍企業数社に対して租税優遇措置を行っていたことが明らかになった)の際も、Nuixをプラットフォームとして解析しました。

パナマ文書に名前が出てくる日本人を実際に取材してみると、単に富裕層の租税回避とは言えない理由もあり、記事にすべきか迷う場面もありました。しかし、この史上最大の内部告発を前に、公益性との兼ね合いで報じない選択肢が新聞にあるのか、一方で取材対象者の名誉や信用もあり、書く責任、書かない責任について悩みました。問題の公共性、公益性を見出し、他の取材と照らし合わせ、文脈を見出すというジャー

のスタッフ13人の半分ほどはデータジャーナリストや開発者で、世界65か国以上190人のジャーナリストと提携しています。

リークされたデータ量は2・6テラバイトに及び、ウイキリークスの1500倍、オフショアリークの10倍に及んでいます。内容は①株主情報に関する比較的古い紙のデータ、②データベース取引に関するデータで紙資料とリンクするもの、③電子メールと電子添付文書に大きく分けられました。

分析の結果、12か国の指導者と143人の政治家の所得隠しが明らかになりました。ロシアのプーチン大統領やイギリスのキャメロン首相(当時)の家族の関与が明らかになり、アイスランドのグンロイグソン首相は退陣に追い込まれました。さらに文書には、FIFA(国際サッカー連盟)の主要メンバーや、女優の名前まで含まれていたのです。

ナリズムの責務について、改めて考えさせられました。

ビッグデータの海から価値ある情報をどう得る

グラハム Nuix社は2000年に発足したオーストラリア企業で、eディスカバリやサイバーセキュリティを手がけ、大規模法律事務所などを顧客にしています。

ビッグデータは、それ自体は単なるバラバラな「使えないデータ」です。これらをインデックス化し、ひも付けて構造化することで検索可能にするだけでなく、メタデータを整備してリンクを張ることで文脈を可視化していきます。紙のデータもOCRでデータ化し、すべてのデータをプラットフォーム化して検索が可能になりました。

文書には多くの重複があることが判明したため、重複排除分析を行って350万の文書を全体から削除して800万に絞り込み、調査はスピードアップしました。文書は主に

ジャーナリストが痛感した情報分析ツールの重要性

奥山 私たち朝日新聞の「特別報道部」は、各部からの混成部隊で独自の調査報道をする部署で、ICIJとはパートナーシップを結んでいます。「データを見にワシントンに来てくれ」と彼らから言われたのが、パナマ文書との出会いでした。

私たちの関心は、日本の政治家が租税回避をしているかどうかにあったので、国会便覧を持参して、4晩昼夜兼行で検索をしました。その際に初めて使ったのがNuixのフォレンジックソフトで、使用感Google検索のような、自然な感覚だと思いました。

そこからNuixのソフトとの付き合いが始まりました。リークされた文書にはさまざまな言語が含まれていました。パナマの公用語であるスペイン語が最も多く、中国語の文書は、各国語の文書が大量にありましたが、世界の記者が調べられるように、セキュリティが保障されたオンライン上のプラットフォームが構築され、それぞれの国で作業できるようなシステムが構築されたのです。

次にカテゴリーを統合し、秘匿性のある文書など、関連性が高いものを浮かび上がらせる予測コーディングを行いました。eディスカバリやシステムレビューの解析で培われた技術です。

これにより、文書のパターンや人場所、目的物を見分け、識別子を付与しパターンを見つけて統合するような技術的ソリューションによりリンク張りが可能になり、さらに自動的に相関性を描画できるまでになりました。こうして、パナマ文書の全体像が浮かび上がってきたのです。

まさに「ビッグデータ解析のチャレンジャー」と言える一連の作業においてバラバラなデータから関連性を導き、まとめ上げるワークフローができたのは、まさに関係者の協力のたまものだったと思います。

AI技術が世界のジャーナリストを支援。こうして、膨大な量のパナマ文書が解析された。

デヴィッド・グラハム

英国法律事務所および訴訟支援ベンダー勤務を経てNuix社に入社。政府系調査機関、コンサルティングファーム、民間企業、法律事務所に対するアドバイスをを行う。Nuix社日本担当責任者。

おくやま としひろ

朝日新聞編集委員。東京大学工学部卒業後朝日新聞入社。水戸支局、福島支局、東京社会部、大阪社会部などを経て特別報道部に所属。

クロスボーダー反トラスト業務における AI活用の可能性

当局のグローバルな調査と厳正な執行が徹底する反トラスト規制。コンプライアンスのみならず、現地企業M&A時の事前届出が焦点だ。AIはどう利用できるか。



ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
弁護士
井上 朗

反トラストの調査対応は待ったなし

米国司法省(DOJ)をはじめとする独占禁止法などの反トラスト規制当局は、近年、国境を越えた横の連携を図って規制を強めており、海外に展開する企業は、その対応が必須であると言えます。

先日、私は元特捜検事の方とお話をする機会がありました。彼は捜査手法としてのAI利用に非常に懐疑的で、自らの成功体験をもとに、伝統的な「人海戦術によるブツ読みこそが大切」という方法論に執着しているようでした。

しかし、国際カルテル調査の現場では、調査対象のドキュメント数はもはや1000万を下らないのは当たり前です。膨大なドキュメントを伝統的な手法のみで処理するのでは、依頼者の利益にはなりません。それゆえ、グローバルファームでAIを使うのはもはや一般的な手法です。グローバルファームは、目的と手段を倒錯しません。近い将来、依頼者の最善の利益を実現するという弁護士の実現のための最適手段として、AIの活用がより一般的な手法になると確信しています。

反トラスト法に関わる分野において、AIをはじめとするテクノロジーが導入しやすい分野としては、事前届出の初期分析やDOJから発せられるサビーナ(召喚令状)、情報提供命令への対応など、定型性の高い業務が挙げられます。中でもディスカバリのドキュメントレビューは実用化が最も進んでいる分野です。AIの進歩は複雑な分析に対応し、日本語の検索精度の向上にも進展しています。AIが経験豊富な弁護士と同レベルに進化するメリットは、図り知れないものがあります。

一方で、顔を合わせて行う交渉ごとである司法取引や事業売却、構造的な修復措置、規制当局との交渉などは、やはり人間が行うことが適していると考えます。

企業活動に合わせたカルテル防止策が必要

反トラスト法制は世界140か国で施行されており、海外進出先の国にも完備されていると思ってしまうことはありません。我が国の法制は一般的に行為地主義を採用するのに対して、反トラスト法制では、経済活動の効果が発生した地域に法律を適用

する効果主義を採っている点の特徴です。

反トラスト関連の法体系は概ね世界共通で、「行為に対する規制」と「構造に対する規制」の2本立てです。行為に対する規制は①水平(カルテル)、②垂直規制(再販価格拘束など)、③支配的地位の濫用、の3つに分かれており、企業の有限のリソースを効果的にコンプライアンスのために投資するという観点からは、①のカルテル防止に重点的に投資することが、あるべき方向です。

一方で構造に対する規制については、M&Aの事前届出が重要なポイントです。海外M&Aが増加し、自社や対象会社の資産および販売地域が世界に広がる中、反トラスト法制によるペナルティ発生リスクの高まりに注意が必要です。

M&A業務では事前届出が必須

先に述べたように、反トラスト法制は効果主義を採用するので、M&Aの際には、その効果が波及する地域で競争当局への事前届出を検討する必要があります。これらの法制におけるM&A規制は、事前届出と

実質審査の二段階で構成されるのが通常です。

事前届出は、M&Aの影響が生ずる国や地域で特定の基準に合致する場合に、規制当局に届出を提出する必要があります。実質審査ではM&Aが適法か違法かを判断します。大きな企業が結合することになると、価格がコントロールしやすくなる、新規企業が参入しにくくなるといった懸念を競争当局が持ちやすく、違法のおそれがあるとして審査に時間がかかり、許可が遅れるリスクに注意が必要です。

そもそも、M&A審査は時間がかかるものです。日本では審査の時間に配慮するような施策がとられています。米国、欧州では、審査が止まることもあり、法定の審査期間内に審査が完了しないこともよくあります。

ガン・ジャンピング(事前届出の必要があるのに届出を提出しないこと)に対する制裁金事例を見ると、ラトビア、ルーマニア、クロアチア、コロンビアなど、反トラストの実務からはマイナーな地域でも罰金や高めの制裁金が課されています。そのため、事前届出を提出するかどうかの分析の重要性は高

まっているのです。

世界各地の届出情報を確認できるGMAP

日本企業はM&Aの際、コストと手間の観点から事前届出をしたがらない傾向が強いのですが、事前届出を提出しない場合の罰則は着実に執行される傾向にあるので、罰則リスクが顕在化しつつあります。企業は手間とコストを抑えつつ、リスクを小さくする方策を取る必要があります。

このような問題意識に基づき、ベーカー&マッケンジーではGMAPというシステムを開発しました。事前届出に関わる定型的な問題について回答が得られるシステムで、各地域での事前届出の基準や審査の期間などの基礎情報が得られ、事前届出の要否を検討する際に便利です。将来はM&Aの概要、自社と対象会社の各地域別での資産の詳細、売上げ、各セグメントでの市場占有率などの情報を入力することで、各国および地域で事前届出が必要になる可能性など、AI技術によって実践的で正確性の高い簡易分析を、合理的な費用で提供したいと考えています。



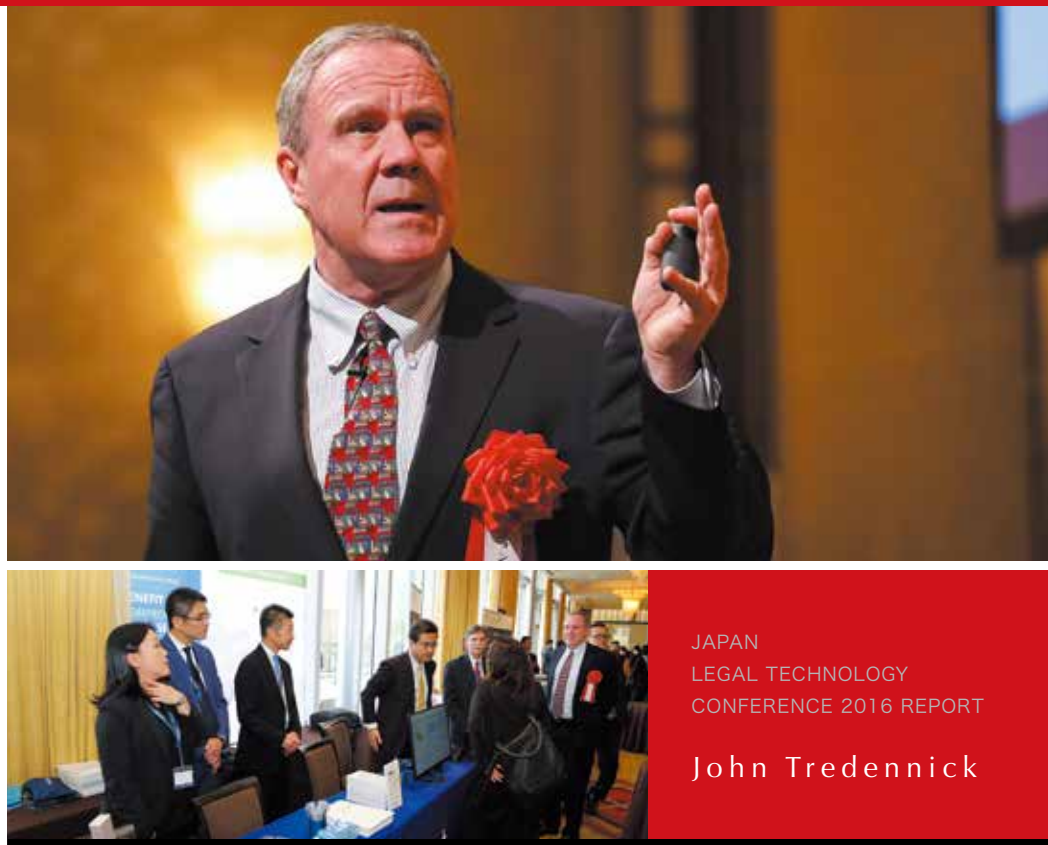
海外進出の際の反トラスト対策として、「事前届出」がクローズアップ。

いとうえ あきら 10年以上にわたり、クロスボーダー性の高い独占禁止法および競争法案件に対応してきた反トラスト案件の専門弁護士。Chambers Asia において独占禁止法分野の「Leading Individual」に選出されている。

リーガル・テクノロジーのAI活用と将来

AIによる抽出・ランキング技術は、eディスカバリのみならず反トラスト対応、社内調査にも威力を発揮する。法務支援システムの最先端領域はどこまで来ているのか。

カタリスト社 CEO
ジョン・トレデニック



JAPAN
LEGAL TECHNOLOGY
CONFERENCE 2016 REPORT
John Tredennick

eディスカバリコストを大きく下げたAI技術

カタリスト社は150名の社員を擁し、米国全土にサービスを展開しています。3年前に独自の技術を開発し、AI分析を駆使したeディスカバリサービスは、数万の企業ユーザーを獲得しています。日本カタリストは2010年に設立され、東京にデータセンター二つを運用中です。

eディスカバリは、米国連邦民事訴訟規則(FRCP)34条に規定されている証拠の開示手続のうち、電子情報開示を指すものです。

eディスカバリコストの73%は人件費です。紙の文書しかなかった時代、証拠開示の対象は300万件程度でしたが、いまや数十万件に上ることは珍しくありません。しかしAIや機械学習のソリューションにより、莫大なコストや時間を大幅に削減できるようになりました。

AIの連続学習で精度高い文書提出を

その鍵となるのがAIによる学習をレビュープロセスに反映するシステムTAR(Technology Assisted Review)技術です。アルゴリズムを使った高度な処理によって関連ある文書を発見するもので、いわば「人間が行っていたサイクルにコンピュータを介させる」もので、検索よりかはるかに精度の高い文書提出が現実のものになりました。

手順としては、まずシステムの訓練を行います。弁護士などレビューアーによるチェックをシステムに読み込ませ、調査提出対象の文書との関連性を学習させます。するとシステムは自動的にランキングを付け、関連性の度合いを導き出します。

100万件規模の膨大な資料のランク付け作業は5分以内に終了します。第2世代のTAR(TAR2.0)は、継続能動学習によって関連性の高い順

にランキングができるため、よりスマートで効率がよいものになっています。

ホッケーカーブ的にぐっと伸びる学習効果

TARを使用しないレビュー、例えば検索を用いた方法では、レビューと検索結果は、ほぼ一対一の比例関係をしますが、TAR2.0ではレビューを繰り返すことで、急速に捕獲率が上がっていきます。レビューを反映させるとランキングの精度がどんどん高まるため、全体の12%をレビューした段階で、関連性の高い文書80%を抽出することができます。

民事訴訟のディスカバリ手続においては、検索の困難性を考慮してパーフェクトな証拠提出は求められていません。関連性のある文書のうち70〜80%程度の提出でよいとされているので、これで十分ということになります。

TAR2.0は、レビューコストの引下げにも大きく貢献しています。弁護士のリビュー費用を、仮に1ドキュメント当たり2ドルとしましょう。24%をレビューするだけで90%の文書発見につながるTAR技術は、訴訟費用全体の削

減に大きく寄与することが分かります。

継続能動学習機能が装備されていなかった前世代のTAR1.0と比べても、TAR2.0の性能が大幅に向上していることが分かります。文書捕獲率75%のある調査では、一対一で当たるレビューでは72万件が必要ですが、TAR1.0では26万件で達成できます。これでも4分の1の削減ですが、AIによる継続能動学習を組み込んだTAR2.0では、たった6000件をレビューした段階で捕獲が可能で、これで43万ドルのコストが削減可能です。米国の銀行で実際に行った調査では、捕獲率98%の求めに対して必要なレビューは6.4%という結果も出ています。

マルチリンガル対応で日本語でも利用可能

さらにTAR2.0はマルチリンガル対応です。実際に日本語の文書を調査したところ、19%のレビューで80%に及ぶ関連文書が発見できました。TAR2.0は、日本企業にとっても強い味方であることが証明されたのです。今まで見てきたように、TAR2.0は、ディスカバリや反トラスト調査

のような、自社に文書開示が求められるときに威力を発揮するのももちろんですが、逆に、訴訟の相手方からディスカバリで提出された大量の文書を分析する際にも活用できるといわけです。このように訴訟の準備のみならず調査の基盤、さらには品質管理にも、TARの可能性はますます広がります。

裁判所も認めるTARの信頼性

TARの技術を使った証拠提出は、これまで15以上の裁判で認められてきましたが、2012年、ニューヨーク州南部連邦地方裁判所でeディスカバリにTARを認めた司法判断が下され、16年にはTARの利用を申し出れば、裁判所がごく普通に許可を出すまでの信頼を得

るに至っています。米国証券取引委員会(SEC)などの政府当局も、TARに理解を示しており、証拠提出のスタンダードになりつつあるといえます。

このようにTAR技術、なかでもTAR2.0は、ディスカバリ費用とレビュー費用の大幅削減を実現します。今後は録音音声などにも対応できるようにして、どんな訴訟案件でも使えるようにするのが、次のステップでの狙いです。

日本企業においても、海外展開にあたっては訴訟や仲裁、そして米国司法省(DOJ)など政府機関の調査を免れません。それに備えるだけでなく、社内調査や知財分野における訴訟を使った権利行使などにもTAR2.0を活用することができます。ぜひ、私たちカタリストにご相談ください。

TARはAI技術の進展でさらに進化し、日本語対応も万全な期待のソリューションです。

米国FCPAの執行動向とコンプライアンス対策

米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA) は非常に厳しく、当局は個人の訴追を積極的に行う。自らが摘発対象となることを念頭に、リスク低減策に取り組むべきだ。



Toshiro Mochizuki

シャーマンアンドスターリング
外国法事務弁護士事務所
弁護士
望月聡朗

執行例多いFCPA 米国の接点に注意

米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) と同様の規定は各国にあります。FCPAは第三国で行われた贈賄でも、どこかで米国の接点があれば摘発対象となり得るなど、ことのほか厳しい規制です。

しかも米国司法省 (DOJ)、米国証券取引委員会 (SEC) など規制当局は処罰範囲を広く解釈する傾向にあり、例えば日本企業同士のやりとりでも、米国のサーバを通ると「米国の接点あり」と認定される場合があります。

また、SEC登録企業 (主に米国で上場している企業) には会計帳簿や記録の保全を義務付けた規定があり、記録は合理的な範囲で詳細・正確に事実を反映したものが求められます。贈賄の立証が難しいと判断されても「記録と実態が違う」などと攻められる場合があります。細心の注意が必要です。

最近の執行状況は増加傾向で、企業に対する訴追の実績は2016年上半期だけで、過去2年間を上回っています。最近の執行傾向としては中国関連の事案が多く、習近平政権

で贈賄取り締まりが強化されている関係で、それ以前からの中国関連の贈賄が立件される事案が多く報告されています。

企業に課される罰金・課徴金も高額化していますが、特に米国では「企業に対する罰金だけでは響かない」と司法省検事がコメントするように、当局が個人への訴追を強化すると明言しています。

企業犯罪の捜査に関する指針を示した、DOJイェーツ司法次官による「イェーツ・メモ」では、個人の責任を追及することが明記され、さらに贈賄に関与した企業が捜査に協力し、それがDOJに認められるためには、違法行為に関与した個人を特定するほどの協力がなければならぬとするなど、捜査の早い段階から、個人に焦点を合わせる方針が透けて見えます。

グローバル化の進展により、日本企業が世界各地で事業展開する場面では、法令はもちろん現地の商慣習や法令遵守精神の違いで、本社にとって想定外の出来事が起こり得ますので注意が必要です。法執行側もグローバル化が進み、捜査当局、検察当局が国境を越えて捜査協力体制を深めています。贈賄行為を疑わ

れた場合の対処としては、自主的・独自に情報を当局に開示して捜査に全面的に協力し、再発防止策を導入すれば、罰金や課徴金の減額などリスクを小さくできる可能性があります。

企業文化の浸透が コンプライアンスの要

企業のコンプライアンス対策としては、まず、企業全体としてコンプライアンス体制のグローバル化を行うことと、併せて自社の役員に適切なガイダンスを行い、法を遵守する企業文化を醸成することが重要です。

また、企業には不正行為を抑制する義務がある一方で、もし嫌疑がかけられた場合、適切な抗弁を展開できるように必要な情報を記録・保全することが望まれます。加えて、どんなに体制を整えても、不法行為や不正行為を完全に止めることは無理なことです。「不正は起る」ことを前提にして、並行して早期発見の体制を整えなければなりません。

社内で整えるべき体制については、DOJやSECのガイドラインが大いに参考になります。そこには、先に見たように「有効なコンプライアンス

とは何か」についての、米国当局の考え方が端的に表れています。

まず、経営陣がコンプライアンス体制をしつかり企業に根付かせているか、社員に対してその遵守を強く求めているかがポイントです。経営陣の直属の部下から部長クラス、中間管理職層、さらに組織の末端までコンプライアンス精神が根付くよう、有効な手段で定期的に、明瞭なメッセージを発信することが大切だとされています。

現地子会社などには地域に即したポリシーを設定していること、さらに現地の言語に合わせることも求められます。内規を日本語と英語の2種類しか置いていない企業が多いのですが、重要な地域においては、現地の言語でもポリシーを作るべきです。DOJやSECもその状況を注視しています。

さらにDOJは、企業のコンプライアンス体制について「担当部署に十分な資源が与えられているか」を重視します。必要な人員、経験・知識があるか、コンプライアンス担当部署の構成員が、営業などの部署と遜色のない昇格・昇進ができているか、十分な独立性が保たれているか、これらがチェックされています。

リスク評価に基づく コンプライアンス体制を

今後、企業は単に法令遵守体制を整えるだけでなく、リスク判断に基づいたメリハリの効いた施策を行うことが必要です。精査をきちんと行う、リスクが高いと評価されるところへの十分な資源の投入が求められます。例として、販売代理店やコンサルタントなどの第三者に業務を委託する場合は、相手先の贈賄リスクが高くなるほど、相手の素性などの確認をより深く行い、より強固なリスク低減策を導入していくべきです。

また、米国当局は最近、反贈賄法・内規の違反者に対する企業内での懲罰の実行を重視しています。内部通報制度については、従業員が極秘扱いで報復を受けずに違反を報告できるかどうかや、海外子会社向けの役員が現地の言語で通報できるかがポイントとなります。

経営者は、平時にはコンプライアンス関係の予算をつけたがらない傾向がありますが、それは贈賄調査対応の観点からは先行投資や保険などのコストを下げるものとして理解してもらい、必要があります。



FCPA対策はリスク評価によるメリハリの効いたコンプライアンス対策に尽き、企業文化に浸透させることが肝要です。

反トラスト調査のいま — 企業はどう対策すべきか

国境を越えて行われるカルテル摘発。ふだんから海外子会社のリスク調査を行い、信頼の置ける弁護士に相談して十分に対策すべきだ。

DLA Piper 弁護士
リサ・テノリオ・カツキー



JAPAN
LEGAL TECHNOLOGY
CONFERENCE 2016 REPORT

Lisa Tenorio-Kutzkey

カルテルの3要素を知り、十分な対策を

当局によるカルテル摘発・法執行の件数は、過去最高を記録しています。国や法域を越えた調査や訴追が増え、企業に対しては制裁金や罰金を課し、経営者個人に対しては長期の実刑判決を科す動きが拡大しています。企業経営者は、反トラスト法制について理解を深め、どんなことが違法なカルテル行為になるのかを理解し、先手を打って戦略的に対策を進めることが求められます。

カルテル認定には大きく分けて三つの要素があります。①合意があること、②複数事業者が競争状態にあること、③複数事業者による取引制限があることです。

①については、書面や口頭による明確な合意に限らず、単なる目配せ、うなずき、握手といった行為でもカルテル行為と認定される可能性があります。米国の裁判所では「目的の一

致や共通する意図、意思の合致」などと表現されますが、いままでも商慣行として行われてきたものもカルテル行為として認定の対象になり得るので、注意が必要です。

②の場合は、系列会社、同じ企業集団や競争関係にない企業、合併関係や共同研究などは、カルテル認定から除外されます。ただし、事前に除外対象かどうかを線引きしておくことは難しく、いつの間にか当局によって違法なカルテルに認定されていることもあるので、細心の注意が必要です。

③については、当局はカルテルの本質に関わる違反に着目します。例えば価格カルテルであれば、値引きや与信条件の拡大、PR、年次の値引き、入札価格の合意などが監視対象となります。

また、入札者や入札額をあらかじめ決めてプロジェクトやビジネスを譲り合う入札談合、地域によって担当の企業を分ける市場分割や、紳士協

定、法域によっては情報交換まで違法カルテルの示唆と解釈される場合があります。当局から企業に関連文書の提出命令が出された場合、提出の対象となったメールアドレスから「不可侵、調和する、既得権、不戦合意、相互尊重」などを意味する言葉を見つけ出されて「違法なカルテルを示唆している」と認定されてしまうことがあるのです。

外国子会社のリスク評価をしっかりと行う

カルテル摘発リスクを下げるためには、自社でリスク評価を行うことが必要な要件です。具体的には、まず、①商品性(地域や市場、参入障壁の高低)を検討します。特に、商品の同質性・交換可能性が高い、つまり他社の製品で簡単に代替できる品目であれば、カルテルのリスクも高いと判断することができます。また、②業界の構造(業者との接触の機会、価格下落の圧力、共同行為の過去の経緯など)がカルテル行為を呼びやすいものでないかどうかの観点からもチェックが必要です。

特に日本企業の場合は、外国子会社のリスクを本社が適切に認識でき

ているか、役員にリスク情報が上がっているかといった検討をしっかりと行うことが必要です。本社の知らないところで、カルテル行為が行われていることがよくあるからです。

本気で決定した価格に現地の恣意が入らないような管理体制を整えられているか、現地で事業者団体に加入しているか、競合相手との接触の機会や関係性はどうか、反トラスト法の研修を行っているかなどをチェックし、事業活動の方針を徹底させ、さらに、カルテルに加わっている可能性がある従業員の仕事を変えるなどの対策を直ちに講ずること、本社が知らないうちに外国子会社がカルテル行為に参加して摘発リスクを拡大させるような事態を最小限に抑えることが必要です。私たちDLAでは、社内研修体制を整えるなどのお手伝いをしています。

反トラスト調査に精通した弁護士の選任を

では、万一、自社がカルテル調査の対象となった場合、どのように対応すべきでしょうか。立入調査は企業にとって唐突に始まるものです。ほぼ同日に複数の事務所に対して調査

が行われ、時には当局から厳しい質問を浴びせられることもあります。また召喚令状や情報提供依頼書が送達され、文書開示を求められることもあります。役員の自宅に捜査員がやってきて、召喚令状を手渡されるかもしれません。この段階で最も重要なことは、文書破棄の禁止を、トップダウンで社内徹底させ、司法妨害など追加の罪に問われるリスクを最小限にすることです。

次に、社内調査を行う必要がありますが、書類の収集・レビュー・処理の範囲などを画定する調査計画の立案が非常に大切なものになります。日本企業の場合は翻訳に注意を払う必要があります。コストを抑えることを意識しすぎると、意味が伝わらずに追加の資料開示を要求され、かえってコスト増となるリスクがあるからです。

結局のところ、反トラスト調査対応は、適切な弁護士を選んで依頼することが最も有効です。反トラスト調査対応に長けた弁護士は、競争当局と接触して調査の対象や捜査の範囲をつかみ、場合によっては調査に協力することで召喚令状の発布を止めたり、罰金の額を減少させたり、摘発そのものを止めたりするといった成果を得ることがあります。

そのために欠かせないのは、都合の悪い事実であっても、すべて弁護士に話すという姿勢です。クライアントの中には、都合の悪いことをなかなか弁護士に話してくれない方もいますが、それでは対応に支障が生じかねません。正しい結果を得るには、反トラスト法対応に熟練した弁護士に対してきちんと事実を提供し、適切な弁護戦略を立案させることが何よりも重要なのです。

反トラスト行為への厳しい追及に対処するには、制度や実務に精通した弁護士への相談が有効です。

リサ・テノリオ・カツキー 反トラスト法対応とFCPAや複雑な内部調査へのサポートを含むホワイトカラー犯罪を専門にしている。DLA Piperでは国際カルテル対応業務のリーダーを務めており、米国司法省反トラスト部門の訴訟弁護士やカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所のスペシャリストなども歴任した。

人工知能を用いた知財価値評価と知財活用事例

我が国の特許訴訟の少なさが、国際競争力の弱さを招いている。
AIを活用した特許価値測定は、知財活用のブレイクスルーとなるか。



Hajime Shirasaka

特許業務法人 白坂
代表弁理士
株式会社ゴールドアイピー代表取締役社長
白坂 一

知財の価値は我が国では判定不能

私は大学院でAIの研究に携わり、将来ソフトウェア産業は大きく発展するだろうと考えて、この道に入りました。しかし、日本企業はたくさんの特許を保有していますが、活用は低調で決して効率の良いものではありません。子会社からライセンスフィーを受け取る例は多いですが、米国の大企業からライセンスを得るような事例は非常に少ないのです。全体に「取得することが重要」という考え方からは脱したかと思いますが、知財の活用効率を向上させるまでには至っていないようです。

米国訴訟支援の仕事で米国の弁護士や企業担当者と話すと、彼らはストリートに「訴訟やライセンスをすれば、どれだけ収益をあげられるか」と考えており、知財活用の彼我の意識の差はとても大きいのです。

我が国特許のコンピュータを用いた知財価値評価の問題点は、特許侵害訴訟が少ないことです。損害賠償額はなかなか1億円を超えず、訴訟件数も低下傾向です。そのため、訴訟や活用ケースの蓄積や特許流通が少なく、データ分析の対象として不

特許の価値をランキングで測る

そもそも特許の機能は、①権利取得により自分のビジネスを守る盾の機能と、②特許権侵害などをした相手に対して権利行使する矛の機能に分けられると言っても過言ではありません。一般的に、企業は持てる技術をコア技術とノンコア技術に分け、コア技術を権利化しようとし、出願から登録までのコストは、国内であれば拒絶理由通知のやり取りがなければ出願から登録まで50万円程度、米国への出願は100万円ほど、登録まで行えば、200〜300万円程度のコストとなります。知財の価値評価手法として、例えばコストアプローチなどがありますが、コストの算定に加え、その特許の価値を重み付けにおいて、どのような手法を採るべきかが問題です。古くから、特許ごとに評価者がレ

ビューを行うなどする価値手法がありますが、評価者のバイアスもあり、公正さの担保が疑わしいとの議論がありました。そこで、コンピュータの公正さに、AI技術を加味してレーティングさせるケースが、今後は増加することになると思います。

知財価値評価とAI

それでは、AI技術をどう評価すべきかを考えてみましょう。人工知能は1960年代からの研究の積み重ねが3世代を経て、「機械学習の進化とデータ量の圧倒的な増大」という要素のタイミングがうまく合ったことから、現在のブームにつながっています。

私が研究してきた画像診断の世界では、データを学習させていろいろな切り口、すなわち分析の次元を変えて、さまざまな特徴の重み付けをした分析パターンを変えていきます。特徴量が判断にどれだけ影響を与えたかを評価することによって診断の精度を高めることができ、癌の画像診断ではこの手法で95%近くの認識率が実現しました。

みなさんの法務の世界でなじみのある製品・サービスとしては、プレ

ディクティブコーディングなどがあります。訴訟に関係あるか否かの判断で裁判資料を振り分けるもので、ついに、法務の世界で「機械学習」が実用化されました。このように、案件ごとの最適化ができるのがAI技術の特徴です。

いま話題のディープラーニングは、多くの画像処理のシーンで用いられていますが、ディープラーニングに代わる新たなAI手法が、どんどん登場しています。どのAI手法がそれぞれの技術分野でどのように規格化されるかが、次の焦点になるだろうと思われれます。

開発動向をつかむことが知財活用の「急所」に

では、AIに関する知財価値評価について、私が代表取締役を務めるゴールドアイピーが提供する、AIを用いた知財価値レーティングシステム「パテントピア」で可視化しながら見ていきます。AIによって米国特許訴訟3万5千件を分析し、それを基にした評価パラメータによりランキング付けをします。どんな特許があるか、誰が訴訟で勝ったのかはもろんのこと、キーとなる研究者が誰

なのかまで分析が可能です。実際に評価ツールを動かして分析すると、AI関連特許において出願数が多いのはIBMであり、ランキングではグーグルやオラクルもそれに次いで上位に入ってくるのが分かります。特許化の傾向の角度から見ると、実用性の高い特許をたくさん持っているのがアルコムだということも一目で明らかになります。

競争力の強弱も、5年以内の審査官引用数、すなわち参照数を見ることで判定が可能です。参照数が多い特許は良質でかつ、技術のトレンドに乗っているといえるわけです。この分野でもIBMが突出し、さらにヒューレット・パッカードが、競争力の高い特許を購入して揃えているという点も、ビジュアライズできます。このように、今後のAIのトレンドは、R&D分析から今後の開発指針を展望することによって、見えてくるものが多くあるでしょう。

最後に、AOSのクラウドバックアップサービス「AOSBOX」と、ビジネスチャット「InCircle」についてお話しします。私も利用していますが、Dropboxよりもリーズナブルで大変使いやすく、ビジネスチャットのおかげで社内のメールが大

AIを利用した米国特許価値測定と分析が、損害賠償認定額が低く効力の弱い我が国知財活用の突破口に。



きく減少しました。ビックデータ時代に対応する、セキュリティ面でも有効なプロダクトですね。

しらすか はじめ 弁理士、知的財産管理技能検定 技能検定委員。防衛大学校卒業、横浜国立大学大学院修了。富士フィルム勤務を経て、特許業務法人白坂および株式会社ゴールドアイピー設立。

リーガルテックとAIチャットボット

シンギュラリティ、それはAIが人の能力を超えたときに起こること。社会を根底から変えていく大きな波の中で、リーガルサービスに「明日起こる変化」を考える。

AOSリーガルテック株式会社
代表取締役社長

佐々木 隆仁



JAPAN
LEGAL TECHNOLOGY
CONFERENCE 2016 REPORT

Takamasa Sasaki

シンギュラリティが 法律サービスを変える

4回目となる今回のリーガルテック展では、「シンギュラリティ」がテーマです。コンピュータが人間の能力を大きく超えることが見えてきた。今、法律サービスもまた大きく変わる可能性が浮かび上がってきました。コンピュータの知能が人間よりも高くなることで生まれる新しい進化にますます加速度が高まっていくことを第四次革命とも、コンピュータ革命とも言います。

AI技術の進化により、人間が開発するプログラムの時代から、コンピュータがプログラムを組む時代に変わっていくでしょう。人工知能はさらに進歩して、新しい世界を開いていくことでしょうか。

第四次革命の時代に挙げられるいくつかのキーワードがAI、IoT、ロボットです。コンピュータの進化は法律サービス市場にも及び、大きな変化をもたらすでしょう。

写真分析においても、ディープラーニング技術の導入で新しい地平が生まれ、世界は一変しました。何が写っているかを人工知能が分析することで、医療の現場では、訪問診療の優先から画像を送って院内のデータベースと照合するといった、診断支援が既に実用化されており、人工知能が病変を見つけて人を救ったケースも報告されています。

これらの技術を総合すると、法律相談の世界で、ビッグデータ解析とディープラーニングの組み合わせで重要証拠を見つけ出す精度が上がり、単純な法律相談についても7〜8割

く法曹界を変えていくことになるでしょう。

また、センサーはこれまでもたくさんある、さまざまな装置に付けられています。これらはバラバラに、ローカルの範囲で制御に使われていたが、センサー技術がネットワークとつながることで生産性が飛躍的に高められ、高度な製品が作り出されるチャンスが生まれています。それに伴い、センサーから取得できる証拠データも膨大に増えていきます。ロボット工学もまた、AI技術の加速度がさらに高まるにつれて長足の進歩を見ることが考えられます。

AI法律サービスは 検索技術から

それでは、AI技術の進化で、法律サービスの市場ではいったい何が変わり、ひいては、法曹界はどう変わるのでしょうか。大きなトレンドとしては、検索エンジンの技術の圧倒的

な向上があり、証拠データを見つけて出す技術がどんどん進んでいくことがあります。

パナマ文書の分析で活躍したNUIX社は、高速検索のためのインデックス技術に圧倒的な強みを持っています。同社の技術は大量証拠の検索に適しており、グループも一部、NUIXの技術を使っています。

カタリスト社のTAR2.0は、AIを活用して弁護士のレビューを学習し続けることで、関連文書を効率よく見つけ出し、膨大なデータを探す時間を短縮してくれます。

おそらく今後は、検索した結果を人間がチェックするだけでなく、AIが自ら考えて分析し、さらにレポートまで書いてくれる時代が、もうそこまで来ていると思われます。

シンギュラリティ以降、人工知能の知能指数はどのくらいまで向上するのでしょうか。IQ200の人間が、自分の知能指数以上の頭脳を作ることができるかといえば、まず無理な話であるわけですが、人工知能が新しい人工知能を作っていくと、それがIQ1000になったり、1万になったりすることはあり得るわけで、未来には恐ろしいほどの変化が起こるかも知れません。

AI技術発展で 法律サービスはどう変わる

AI技術の進化がもたらす未来を「明日」ぐらいの近きで見ると、どうなるでしょう。

いまや、ビジネスコミュニケーションはメールからチャットに移り変わっています。一般的なチャットサービスはビジネスで利用するには、セキュリティ面で大きな不安が残ります。しかし、AOSのビジネスチャット「InCircle」は、セキュリティ回りの安全性が確保されたチャット環境を提供するもので、専用のトークルームを作ると、チャットボットが会話の内容に合わせて自動的に回答してくれるビジネス支援システムの開発を進めています。一方でチャットは情報量が多く、メールに比べて10倍、100倍の分量のやりとりが行われます。この大量のデータが犯罪や不正を立証する重要な証拠ともなるのです。

犯罪捜査や不正調査では、携帯電話の通話履歴の分析がよく行われます。みなさんもご存知のように、スマートフォン画面に「通話履歴」として表示されるのは数十件程度ですが、実際には、買って使い始めた

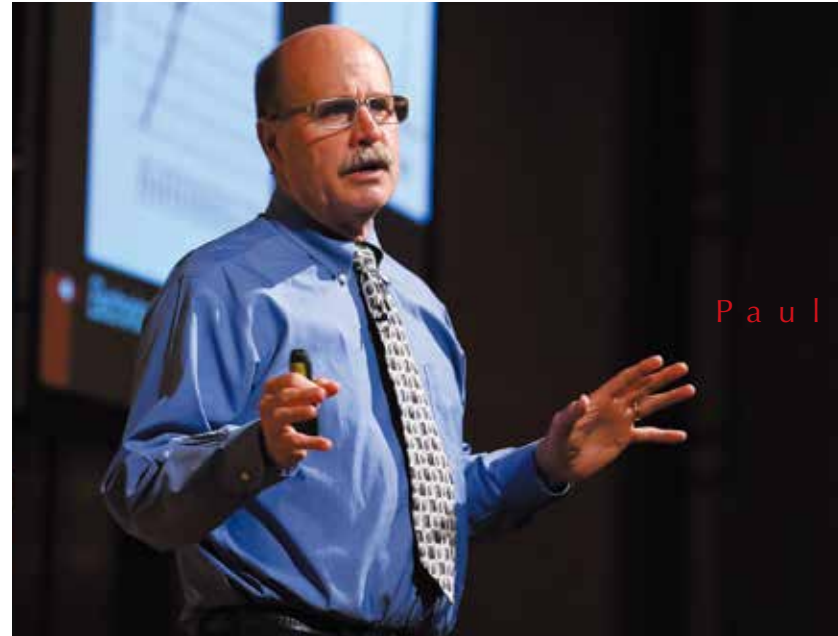
シンギュラリティが、法律情報サービスを大きく変えていきます。

は自動回答できるまでに技術は進化していくと考えられます。このようなAI支援技術の進化で、劇的に業務効率が高まる未来が見えてきました。本日最初のプログラムで、パナマ文書解析の舞台裏が明かされましたが、例えば、チャットボットとNUIX社の検索エンジンとを組み合わせたら、ツールを使い方を知らなくても、人工知能が人間の代わりに膨大なデータの中から、重要なデータを見つけ出してくれるソリューションが開発可能なのです。

来年には、クラウドバックアップソリューションの「AOSBOX」もAI機能を搭載します。人工知能が人間の代わりにビッグデータを調べてアドバイスをしてくれる時代は、すぐそこまで近づいているのです。

人工知能が人間の脳を超える—シンギュラリティの衝撃

「ムーアの法則」の幾何級数的変化はどんな衝撃をもたらすか。未来学の第一人者であるサフォー博士が身近な感覚から説き起こし、AIによるシンギュラリティが世界をどう変えるかを展望する。



Paul Saffo

未来学者
ポール・サフォー



コンピュータの価格とシンギュラリティ

今日のテーマは「シンギュラリティ」——優れた人工知能が開発され、それにより、さらに優れた知能が自動的に再創造されるという爆発的伸張が起こり、そこで人間の想像が及ばない知性が誕生するだろう、という、なかなか大きな変革です。

ある臨界点を越えた知性の伸び方は、半導体集積率の「ムーアの法則」に似ていると言われます。私の趣味であるコンピュータのコレクションの中に、NASAでアポロ宇宙船の経路計算に使われたものがあります。

当時100万ドルしたコンピュータと同程度の性能は、現代ではなんと、グリーティングカードの裏に貼り付けられてメッセージが流れる仕掛けを制御する1ドル88セントのものでできてしまい、これでもアポロ計画用の数倍の能力があるのです。

プロセッサの能力は向上し、価格は使い捨てになるほど安くなりました。センサーにも同じ革命が起きています。

ムーアの法則を体感してみよう

では次に、ムーアの法則とはどんなものかを、みなさんと実感してみよう。この会場を30歩、歩いてみます。1、2、3……30。だいたい端まで行けますね。それでは、ムーアの法則でいう「指数関数的な30歩」を歩きます。1歩目は1メートル、2歩目は2メートル、3歩目は4メートル、30回進んだら、なんと地球の円周の27倍の距離になるのです。

この変化を図に表すと、ある地点で急に上向き「ホッケースティックカーブ」になります。曲がり始める地点を「変曲点」(インフレクションポイント)と言いますが、ぐつと上に

カーブして伸びるところを「臨界点」(クリティカルポイント)と呼びましょう。指数関数的な増加が臨界点を越えるとき、ビッグバン級の衝撃が起きてビジネスの方向性を変えるのです。いま話題のAIも、50年前から「こんな未来が来る」と言われていました。技術が臨界点を越えたのは最近のことなのです。

シンギュラリティは自分の中にある

しかしながら、実は、臨界点の数学的根拠はありません。私は、「臨界点は自分の状況次第で変えられる」と強く申し上げたいと思います。サーフィンで波に乗ることを考えてみましょう。波は変曲点から先にブラスカマイナスに展開し、さらに臨界点を迎えます。その手前から乗ろうとすると波に乗れず、遅れば波は崩れてしまいます。

このような指数関数的変化をナレッジワークの中に盛り込もうとするとき、タイミングがとても重要です。法務にまつわるナレッジワークの中で、フォレンジックに関わる業務にAIを導入するソリューションがありますが、いま、急激に発達するタ

イミングにあると思われず。

人工知能は人間を陳腐化させるのでしょうか？ それとも、あくまで人間の主体性は失われないのでしょうか？ 仲介役の仕事がなくなり、弁護士の仕事も変わるなど、短期的なサプライズは起こるでしょう。

しかし、コンピュータが人間にとって代わることはありません。これは哲学的な問題をはらんでいますが、例えば「適切な質問をする」とは、どんなに技術が発達しても人間にできないことです。ピカソが「コンピュータは役立たずだ。彼らは答えしか与えてくれない」と言いましたが、シンギュラリティ時代の私たちに希望を与えてくれる言葉です。人間にしかできないことを、どう問うていくか。それができるうちは、仕事を奪われることはないでしょう。

きょう、このリーガルテック展から、日本のシンギュラリティのスイッチが入りました。だから慌てないでください。じっくり考えていただきたいのです。

AIが変える社会と法務

佐々木 AIは法律サービス市場に

どんな影響を与えるでしょうか。サフォー 法律は「形式」なのでコーディングが可能ですが、一方であまいかつ微妙な判断が必要な領域もあります。実は、エキスパートシステムが最初に試されたのは法務分野ですが、AIの開発が臨界点に達したいま、再び有望な分野です。リーガルテックの事業分野は、AI化でより魅力を増すでしょう。

佐々木 弁護士資格をお持ちですが、なぜ未来学者に？

サフォー 実はニューヨーク州とカリフォルニア州の二つの弁護士資格を持っています。法律学は学問としては魅力的ですが、私は仕事1日目からいやになってしまいました。長い梯子を登りつめた末に届く天井が、自分が越えるべき壁だとは思えなかったのです。

佐々木 日本は、AIで過去の成功を再び蘇らせようとしています。一方でAI化は痛みを伴うのでは。

サフォー 私は、大きな可能性が広がっていると思います。例えば三次元プリンタはいままで存在しなかったものが作れる新しい技術で、材料革命も同時に起こっています。しかし、すべての産業領域が同時にそ

リーガルテック展2016から日本のシンギュラリティのスイッチが入りました。慌てないでじっくり考えましょう。—Paul Saffo

ポール・サフォー 米国でデジタルフォーキャスター(デジタル予報士)の称号を持つ未来学者。ハーバード大学ロースクール・ケンブリッジ大学修士・スタンフォード大学博士号を取得。知財専門の弁護士としてキャリアをスタートしたが未来学に軸足を移し、元米国未来研究所特別研究員、現在はスタンフォード大学・シンギュラリティ大学の教授として活躍中。

AOS リーガルテック製品・ソリューションのご紹介



FinalForensics フォレンジックツール

「FinalForensics」は、強力なデータ復旧機能を備え、データ保全、復旧、分析・検索を行い分析レポートを作成するパソコン用のフォレンジックツールです。削除されたメール、写真、データベースなどを復旧して証拠データを検出します。

- データ保全：ディスクイメージ作成時にハッシュ値を取得。メモリダンプ機能つき。
- データ復旧：削除ファイル、削除メール、損傷パーティション、データベースや Microsoft Office ファイル、RAID データの復旧などに対応。
- データ分析・検索…ディレクトリ、タイムライン、ファイル名、特定キーワードによる検索など。



電子データシュレッダー

電子データシュレッダーは、マイナンバーの漏えいや機密情報の漏えいを防ぐため、ファイルを完全に消去するソフトウェアです。ごみ箱を空にするだけでは完全に消去できないファイルやメール、USB メモリの内容を完全に消去します。

政府が作成したマイナンバーガイドラインによると、マイナンバーファイルを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアにより復元不可能な手段で削除することが明記されています。電子データシュレッダーは、これを履行するために開発されたソフトウェアです。



Catalyst Insight メールレビュー・プラットフォーム

Insight は、何百万という大量のメールやドキュメントをグリッド上で高速検索・閲覧できる「電子データ証拠開示支援システム」です。国際訴訟や不祥事調査、コンプライアンス違反調査などに迅速に対応できる最新のプラットフォームです。

- 最先端の分析機能：データや検索設定に変更が加えられる度にデータを更新し、グラフやタイムラインなど図解で可視化。分析結果を直ちに確認できます。
- Insight Predict：革新的な進化を遂げた業界初の TAR2.0（次世代テクノロジー支援型レビュー）を搭載。レビュー対象文書を劇的に減らし、コストと時間を節減します。



Nuix Investigator フォレンジックツール

電子メールのやり取りを視覚的に表示し、誰と誰により、どんなやり取りがあったかを解析できる証拠データ調査ツールです。充実した検索機能で目的のメールを的確に探し出すことができます。

- メールの分析：メールの内容や量の大小などメールのやり取りから読み取れる関係性を視覚的に表示。複雑な検索条件を設定することで、必要なメールデータを高速検索可能。
- さまざまなメール形式をサポート：各種の OS や、過去から現在に至るまでの多様なメール形式を網羅し、どんなメールでも読み取り可能。



電子文書の信頼性を高める インターネット送信証明、内容証明サービス

「証明」とは、メールやSMS などインターネットで送信するデジタル文書の送受信と内容について、AOS が第三者機関として証明するサービスです。電子契約書など、電子文書の送受信について、法的証拠能力のある電子証明書を発行します。

- ✉ i証明メール 1通100円
AOSは受取アドレスへメールし、送信に対する証明書を発行します。
- 📱 i証明SMS 1通100円
SMSを管理画面から送信できます。送信内容の証明書を発行します。
- ✉ i証明メール for 契約 1通200円
メールの送信内容だけでなく、返信内容も含めて、証明書を発行します。

i証明 導入企業様



Chateau Petrus

最も有名な赤ワイン ポムロールの王 シャトー・ペトリュス — 懇親ワイン会から —



リーガルテック展終了後、ザ・リッツ・カールトン東京グランドボールルームに隣接するスペースで、恒例の「ワイン会」が行われた。

リーガルテック展登壇者と参加者に感謝を込めて、佐々木隆仁AOSリーガルテック社長が、自らのヴィンテージワインコレクションの中から選んだ希少ワインでもてなすこの会で、今回は満を持して「シャトー・ペトリュス」が登場した。

フランス南西部に位置するサン・テミリオン of the 西側に隣接するポムロール地区には高級シャトーが点在しているが、そのうちの一つであるシャトー・ペトリュスは、10.5ヘクタールと小規模な畑から、ボルドー最高級のワインを作り出している。

世界最大のオークションハウス、クリスティーズでワインスペシャリストとして活躍した渡辺順子氏が、「このワインで私の人生が変わった」と告白するほどのワイン。今回提供されたのは、1990年にわずか300本が製造されたもの。その説明だけで、会場からはため息が漏れる。価値が分かる参加者が多いのだ。

2010年のオークションでは、12本で3600万円の値がついたというこのシャトー・ペトリュスだが、ワイン会ではいつものようにAOSのシステムにスマートフォンや携帯電話でエントリー、最後はじゃんけん大会で勝負がついた。

幸運な当選者からは「パーフェクト」「すていよ」と次々に賞賛の声。「そもそもオークションに出ても、電話で参加したアラブの大富豪が競り落とすのがオチで、手に入ること自体が奇跡」と語るのは、やはりじゃんけんを勝ち抜いた参加者。「1990年ものは当たり年。畑の土や太陽の当たり方まで伺える」と、まさにこの人には当たるべくして当たったと言える。セミナーの感想を求めると「サッフォー博士の話はまさに異次元。『AIとは人の感受性で有効性が変わる』とのメッセージが強く印象に残りましたね。佐々木社長のbotの話にも、可能性を感じました」と語ってくれた。すぐ手が届く未来にやってきたシンギュラリティと30年近く前の傑作ワインとが、時空を超えて邂逅した夜だった。

法廷提出用データ復旧 (フォレンジック調査サービス)

パソコンや携帯電話の証拠データを裁判で使えるように調査レポート

消されてしまったメール、通話履歴、インターネットのアクセス履歴などは裁判や不正調査の際に非常に重要な証拠となります。これらの重要データを法廷などで証拠として認められる形で復旧して提供します。



削除された証拠データを復旧し、調査

メール、文書ファイル、インターネットの閲覧履歴、特定された相手との通話履歴など、証拠データを法的な証拠性を保持しながら、専門調査員が復旧・解析、証拠データとして調査します。解析した証拠データを訴訟資料、報告書など、証拠能力のあるレポートとして作成いたします。

法廷提出用データ復旧 調査事例

労務訴訟

退職した社員から、不当解雇、
残業代の未払い請求訴訟

1. 退職した社員のパソコンデータは消去。
2. 証拠データの保全、過去5年間分のインターネットサイトの閲覧履歴、メールデータの復元。
3. 請求された未払い残業の時間帯に業務に関係ないサイトへのアクセスを検出。
4. 機密データを外部に送信している痕跡を検出。
5. 告訴取り下げ、示談が成立。

情報漏えい

情報の不正持ち出し、顧客の囲い
込み行為を立証

1. 元従業員から顧客情報と技術情報への不自然なアクセスが判明。
2. 外部メモリを接続し、機密情報ファイルの不正コピーの記録を取得。
3. 取得した情報を私用メールへ送信したことが判明。
4. 機密情報を不正に取得した日時と、意図的な隠ぺい工作の証拠データを検出。損害賠償を請求。